

議案第一号

財政調整積立金に関する条例制定について  
新政経調整積立金に關する条例を次のように制定す  
るものとす

昭和三十三年一月十六日提出

朝野長 坂出雅巳

昭和卅三年一月拾六日

朝野議長 天野廉



原案可決

昭和三十三年市町条例第二十号

財政調整積立金に関する条例

(積立金の設置の目的)

第一系 町は地方財政再建促進特別措置法(昭和三十三年

法律第九十五号以下「法」という)の規定による

財政の再建を達成するため、この条例の定める

ところによつて財政調整積立金(以下「積立

金」という)を積立てる。

(積立金の額)

第二系 積立金は法の規定による財政再建計画

に計画した積立金の額を積み立てるものと

する

(積立金の使途)

第三系

積立金は次の各号に掲げる場合の外は、議会の議決を要しなけれは、これを使用するはならない。

一 町債の繰上償還をするとき

二 新町建設計画に掲げる事業の全費に充てるとき

三 財政再建計画において大入が大出に不足するに認められるとき

(積立金の管理)

第四系

積立金は確実な金融機関の預金又は確実な有価証券として管理しなけれはならない。

附則

この条例は公布の日から施行する